

商工会議所の休業補償プラン ナイスパートナー（団体総合生活保険）

約款構成（2023.03.31以降始期）

【約款の構成】

総合生活保険普通保険約款

◆所得補償に関する特約をセット(一年休業補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

- ・所得補償基本特約
- ・天災危険補償特約(所得補償用)
- ・骨髄採取手術に伴う入院補償特約
- ・精神障害補償特約（ハ）(所得補償用)
- ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
- ・継続契約の定義に関する特約（所得補償用）

- ・加入者への個別適用に関する特約

《加入タイプ・条件によって適用される特約》

- ・家事従事者特約
- ・特定疾病等不担保特約(所得補償用)

◆団体長期障害所得補償に関する特約をセット(長期休業補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

- ・団体長期障害所得補償基本特約
- ・天災危険補償特約(団体長期障害所得補償用)
- ・精神障害補償特約（D）(団体長期障害所得補償用)・・・てん補期間 2年間
- ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
- ・継続契約の定義に関する特約(団体長期障害所得補償用)

- ・加入者への個別適用に関する特約

《加入タイプ・条件によって適用される特約》

- ・特定疾病等不担保特約(団体長期障害所得補償用)
- ・治療と仕事の両立支援特約（三大疾病用）

◆介護補償に関する特約をセット(介護補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

- ・介護補償基本特約
- ・公的介護保険制度連動補償部分の要介護 3 以上から要介護 2 以上への補償拡大に関する特約
- ・所定の要介護状態(要介護 2 用)の追加補償特約
- ・継続契約の定義に関する特約 (介護補償用)
- ・加入者への個別適用に関する特約

◆がん補償に関する特約をセット(がん補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

- ・がん補償基本特約
- ・がん患者申出療養特約
- ・がん通院保険金の補償拡大特約
- ・抗がん剤治療補償特約
- ・待機期間の不設定に関する特約
- ・継続契約の定義に関する特約 (がん用)
- ・加入者への個別適用に関する特約

《加入タイプ・条件によって適用される特約》

- ・がん先進医療特約
- ・がん再発転移補償特約
- ・がん生活支援特約

◆医療補償に関する特約をセット(医療補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

- ・医療補償基本特約
- ・傷害不担保特約 (退院後通院保険金用)
- ・重大手術の支払倍率変更に関する特約
- ・継続契約の定義に関する特約 (医療用)
- ・加入者への個別適用に関する特約

《加入タイプ・条件によって適用される特約》

- ・総合先進医療特約 (医療用)
- ・三大疾病・重度傷害一時金特約 (医療用)

◆傷害補償に関する特約をセット(傷害補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

- ・傷害補償基本特約
- ・天災危険補償特約（傷害用）
- ・特定感染症危険補償特約
- ・加入者への個別適用に関する特約

◆個人賠償責任補償に関する特約をセット(個人賠償責任補償ご加入者)

《自動付帯される約款および特約》

- ・個人賠償責任補償特約
- ・弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）
- ・加入者への個別適用に関する特約

◆携行品損害補償に関する特約をセット（携行品損害補償ご加入者）

《自動付帯される約款および特約》

- ・加入者への個別適用に関する特約

◆ホールインワン・アルバトロス補償に関する特約をセット（ホールインワン・アルバトロス補償ご加入者）

《自動付帯される約款および特約》

- ・加入者への個別適用に関する特約

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

継続契約の定義に関する特約（所得補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（継続契約に関する事項）

(1) 当社は、この特約により、所得補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え後				
①	第2条(用語の定義)の表の①の継続契約	所得補償保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等の保険期間の末日(*2)を保険期間の初日とする所得補償保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等をいいます。				
②	第2条の表の⑤の初年度契約	継続契約以外の所得補償保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等をいいます。				
③	第2条の(*2)	その所得補償保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、保険期間の末日の翌日と読み替えます。				
④	第6条(お支払いする保険金)(2)	この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が就業不能の原因となった身体障害を被った時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときの当社が支払うべき保険金の額は、下表のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="491 1153 1433 1612"> <tr> <td>①</td> <td>被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初めの所得補償保険契約の保険期間の開始時より前である場合は、初めの所得補償保険契約の保険期間の開始時の支払条件により算出された保険金の額と、就業不能となった時の所得補償保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初めの所得補償保険契約の保険期間の開始時以降である場合は、身体障害を被った時の所得補償保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、就業不能となった時の所得補償保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額</td> </tr> </table>	①	被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初めの所得補償保険契約の保険期間の開始時より前である場合は、初めの所得補償保険契約の保険期間の開始時の支払条件により算出された保険金の額と、就業不能となった時の所得補償保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額	②	被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初めの所得補償保険契約の保険期間の開始時以降である場合は、身体障害を被った時の所得補償保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、就業不能となった時の所得補償保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額
①	被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初めの所得補償保険契約の保険期間の開始時より前である場合は、初めの所得補償保険契約の保険期間の開始時の支払条件により算出された保険金の額と、就業不能となった時の所得補償保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額					
②	被保険者が身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初めの所得補償保険契約の保険期間の開始時以降である場合は、身体障害を被った時の所得補償保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、就業不能となった時の所得補償保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額					
⑤	第7条（保険期間と支払責任の関係）(5)	第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に始まった就業不能が、この保険契約が継続されてきた初めの所得補償保険契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に就業不能に該当していたときは、当社は、重複しては保険金を支払いません。				

(2) この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
所得補償保険契約	この特約が付帯された所得補償基本特約または所得補償基本特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

継続契約の定義に関する特約（団体長期障害所得補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に団体長期障害所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（継続契約に関する事項）

(1) 当社は、この特約により、団体長期障害所得補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の表の②の継続契約	団体長期障害所得補償保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等の保険期間の末日（*2）を保険期間の初日とする団体長期障害所得補償保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等をいいます。
②	第2条の表の⑨の初年度契約	継続契約以外の団体長期障害所得補償保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等をいいます。
③	第2条の（*2）	その団体長期障害所得補償保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、保険期間の末日の翌日と読み替えます。
④	第7条（保険期間と支払責任の関係）（5）	第6条（お支払いする保険金）（1）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に始まった就業障害が、この保険契約が継続されてきた初めの団体長期障害所得補償保険契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に就業障害に該当していたときは、当社は、重複しては保険金を支払いません。

(2) この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
団体長期障害所得補償保険契約	この特約が付帯された団体長期障害所得補償基本特約または団体長期障害所得補償基本特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または団体長期障害所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

継続契約の定義に関する特約（介護用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に介護補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（継続契約に関する事項）

(1) 当社は、この特約により、介護補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え後
①	第2条(用語の定義)の表の④の継続契約	介護保険契約または当社が認めた要介護状態を補償する他の保険契約等の保険期間の末日(*2)を保険期間の初日とする介護保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等をいいます。
②	第2条の表の⑤の初年度契約	継続契約以外の介護保険契約または当社が認めた要介護状態を補償する他の保険契約等をいいます。
③	第2条の(*2)	その介護保険契約または当社が認めた要介護状態を補償する他の保険契約等が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、保険期間の末日の翌日と読み替えます。

(2) この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
介護保険契約	この特約が付帯された介護補償基本特約または介護補償基本特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または介護補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

継続契約の定義に関する特約（がん用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にがん補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（継続契約に関する事項）

(1) 当社は、この特約により、がん補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の表の③の継続契約	がん保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等の保険期間の末日(*6)を保険期間の初日とするがん保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等をいいます。
②	第2条の表の⑤の初年度契約	継続契約以外のがん保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等をいいます。
③	第2条の(*6)	そのがん保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、保険期間の末日の翌日と読み替えます。
④	第6条（保険期間と支払責任の関係）(3)	第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に発生した保険金支払事由が、この保険契約が継続されてきた初めのがん保険契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に保険金支払事由に該当していたときは、当社は、重複しては保険金を支払いません。

(2) この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
がん保険契約	この特約が付帯されたがん補償基本特約またはがん補償基本特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約またはがん補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

継続契約の定義に関する特約（医療用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に医療補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（継続契約に関する事項）

(1) 当社は、この特約により、医療補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え後
①	第2条（用語の定義）の表の②の継続契約	医療保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等の保険期間の末日(*3)を保険期間の初日とする医療保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等をいいます。
②	第2条の表の③の初年度契約	継続契約以外の医療保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等をいいます。
③	第2条の(*3)	その医療保険契約または当社が認めた身体に生じた障害を補償する他の保険契約等が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、保険期間の末日の翌日と読み替えます。
④	第6条（お支払いする保険金）(5)	傷害入院保険金および疾病入院保険金において、入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった身体障害と同一の身体障害(*23)によって再入院した場合は、再入院とその前の入院とを合わせて1回の入院とみなします。この場合において、再入院については新たに傷害入院免責日数(*4)、疾病入院免責日数(*16)、傷害入院支払限度日数(*5)および疾病入院支払限度日数(*17)の規定を適用しません。ただし、被保険者が身体障害を被った時がこの保険契約が継続されてきた初めの医療保険契約の保険期間の開始時より前である場合において、医療保険契約の保険期間中に初めて再入院したときは、その再入院に限り、新たに傷害入院免責日数(*4)および疾病入院免責日数(*16)の規定を適用せず、傷害入院支払限度日数(*5)および疾病入院支払限度日数(*17)の規定のみ新たに適用するものとします。
⑤	第7条（保険期間と支払責任の関係）(4)	第6条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に発生した保険金支払事由が、この保険契約が継続されてきた初めの医療保険契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に保険金支払事由に該当していたときは、当社は、重複しては保険金を支払いません。

(2) この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
医療保険契約	この特約が付帯された医療補償基本特約または医療補償基本特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または医療補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

精神障害補償特約（ハ）（所得補償用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に所得補償基本特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、所得補償基本特約第5条（保険金をお支払いしない場合）（4）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

- （4） 当社は、被保険者の精神作用物質使用による精神及び行動の障害（平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F10からF19に規定された内容に準拠します。）を原因として生じた就業不能に対しては、保険金を支払いません。

」

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約または所得補償基本特約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。